

沢登佳人先生退職記念号に寄せて

波多野 裕 造

刑法担当の沢登佳人先生が平成十年春、わが白鷗大学を定年退職された。それからもう一年になる。先生は昭和二十七年に京都大学法学部（旧制）を卒業されたあと、名古屋大学法学部助手を振り出しに研究者の道を歩まれた。昭和三十一年七月には中京大学に助教として迎えられ、刑法、刑事訴訟法を担当、三十五年九月には商学部教授に昇格、前記科目のほか、法学、労働法も担当されるようになった。

ついで昭和四十一年には同大学の法学部に移られ、四十七年三月まで刑法総論、各論に加えて、刑事学、法哲学を講じられた。先生が執筆された「私の思想形成過程」（『白鷗法学』第五号所載）によると先生は「真理の探究のために、学問だけではダメで、詩文書画音楽その他の芸術も学問と同じ比重を置き…生涯を通じて学問以上の時間を割き

情熱を注いだ」由であるが、事実、先生の研究対象は単に刑法や刑事学に止まらず、広く宇宙の森羅万象に及んだようである。また先生が単なる技術的法律論の枠を超えて存在論や認識論の問題から「自己超出」とか「宇宙超出論」といった法哲学の領域に深く入り込こんで行かれたのも自然の成り行きであった。

昭和四十七年四月、先生は山梨学院大学法学部教授を経て、翌四十八年に新潟大学人文学部教授に就任、刑事訴訟法を講じる傍ら、五十年四月からは同大学大学院法学研究科教授として法哲学、刑事法などを担当された。そして平成五年三月に新潟大学を定年退官後、同年四月より本学において法学部教授として法哲学、西洋法制史、刑法、専門ゼミナールなどを担当していただいた。

先生は昭和二十七年以来、現在まで日本刑法学会会員であり、昭和四十一年九月より一期同学会の理事を務められている。また四十冊を超える著書、学術論文の中には「故意犯と過失犯との加罰性の差が責任の軽重のみに因らぬ」との分析に基づき、違法性と責任の本質を考究した『故意過失概念の新構成』（一九五六年、郁文堂）はじめ『法の基本構造』（一九六八年、風媒社）、『刑事訴訟法史』（同）、自由意志の基本構造、社会史の法則、存在の諸次元と文化の諸相を縦横に論じた『存在と文化』シリーズの第一巻から三巻まで（いずれも一九七一年、風媒社刊）の合計一五六四ページに及ぶ著作が含まれている。

新潟大学赴任後の一九七七年から八一年までの五年間には『権力止揚論』（一九八一年、大成出版社）、一九九〇年から九二年までの三年間には先生のご研究の集大成ともいえるべき『宇宙超出論』（一九九〇年、白順社）及び『宇宙超出への道』（一九九二年、同）を出版された。また先生は本学紀要「白鷗法学」（題字は先生の筆による）の創刊号からほぼ毎号論文を寄稿されており、訳業でもジャン・ジャック・ルソーの「社会契約論」、マルク・アンセル「刑事責任・

法的観点」ほかステファニ・ルヴァスール・ブロックの「刑事訴訟法」など主としてフランス学術書を中心に多岐にわたる翻訳を世に送っておられる。

その学問的業績は極めて重要かつ膨大であるが、先生はみずからの理論を実践するため「宇宙超出学会」を創設、その門下から幾多の俊秀が輩出されている。いうなれば先生は「漫然と偶然与えられた場所で偶然出会った仕事に従事して人生を終えること」に耐えられず、「如何に生きれば生きるに値する有意義な人生を生きうるか」を探求して来られた思索の人であり、ロマンチストであった。そのような先生が定年とはいえ、本学を去られたことは真に残念というほかない。

真実を、人間を追究してやまない先生のことであるから、今後ともこの知的探求を継続されるに違いないと思うが、これからは多少時間的な余裕もおできになるであろうから、これまでも増して、先生のお好きな文学・芸術にも取り組まれ、（先生御自身のお言葉を引用すれば）「自己超出」の道をきわめることによって「自己」への永遠の帰還（ハイデガー）を実現されることをお祈りして先生を送る言葉としたい。

（本学法学部長）